

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、かねてより「人間存在の尊厳についての自覚を高め、自他敬愛・相互理解・共生の思想を育む。」を教育方針の一つとしており、また、平成21年度に共生推進教室が設置されたことも踏まえ、知的障がいや発達障がいをテーマとした人権教育に取り組んできている。また、一方では、総合学科には、学科の特性上から、特定の事物への興味・関心の強い、個性の豊かな生徒が集まりやすいという傾向があるということを鑑みて、平成17年度から人間関係トレーニングを目的として、「産業社会と人間」の一つの単元として「ピア・サポート」を導入している。

これらのことを踏まえて、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、これまで培ってきた人権教育の成果を活かして、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となります。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図ります。

(1) 名称

「いじめ防止及び対策委員会」(略称：防対委員会)

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、
教育相談委員長、人権教育推進委員長、支援教育コーディネーター

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立芦間高等学校 いじめ防止年間計画				
	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 生徒個人面談 高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 生徒個人面談 人権 HR（いじめを考える）	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 生徒個人面談 人権 HR（いじめをなくすために）	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有）
5 月	校外学習	校外学習	校外学習	P T A総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6 月	産業社会と人間「ピア・サポート演習」			学校協議会「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
7 月	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） セクハラに関するアンケート実施 いじめアンケート実施 ジョブカバリー（社会性の育成）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） セクハラに関するアンケート実施 いじめアンケート実施	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） セクハラに関するアンケート実施 いじめアンケート実施	1 学期のいじめ状況調査
9 月	文化祭	文化祭	文化祭	
11 月	保護者懇談機関 （家庭での様子の把握）	保護者懇談機関 （家庭での様子の把握）	保護者懇談機関 （家庭での様子の把握）	
12 月	いじめアンケート実施	いじめアンケート実施	いじめアンケート実施	第2回 いじめ対策委員会 2 学期のいじめ状況調査
2 月	いじめアンケート実施	いじめアンケート実施	いじめアンケート実施	第3回 いじめ対策委員会 3 学期のいじめ状況調査

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

防対委員会は、いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、年3回、全体会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

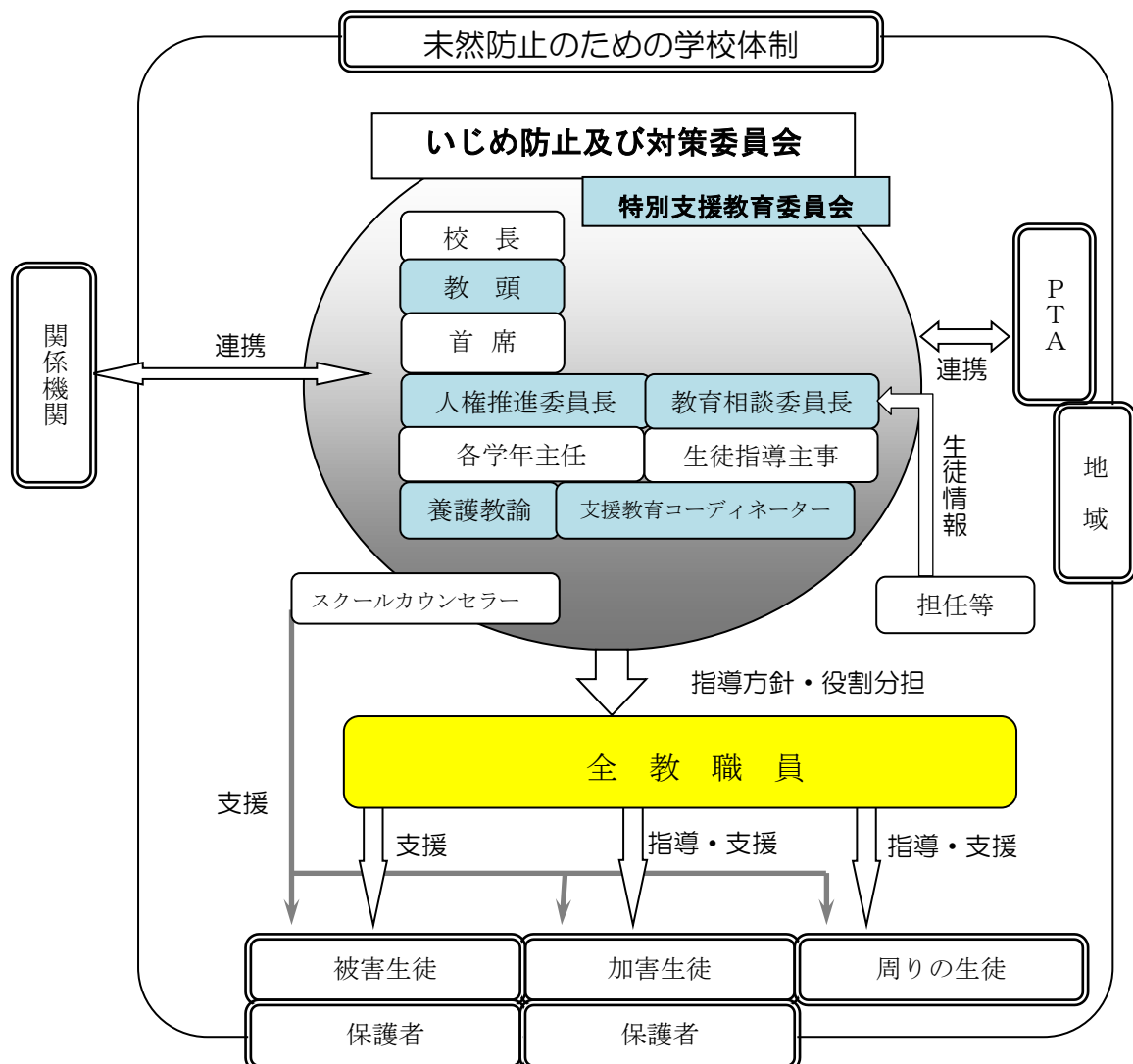
また、「特別支援教育委員会」に日常の生徒状況把握を委ね、同委員会が必要と判断した場合は、臨時に全体会議を開催する。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、産業社会と人間、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



(1) いじめの未然防止のために全教職員が取り組む体制

- 上記のような体制を整え、防対委員会が検討及び立案する方針に沿って、全教職員がいじめの未然防止に努める。
- 日常の生徒の様子は、一次的には学級担任に集約され、学級担任から担任会を通じて、当該学年の学年主任及び学級担任で共有し、さらに学年生徒指導係を通じて生徒指導主事、また教育相談係を通じて教育相談委員長に集約される。
- 教育相談委員長は、特別支援教育委員会において、集約された生徒情報を他の委員と共有する。
- 特別支援教育委員会では、それらの情報をもとに、生徒一人ひとりについて、学校として支援や対策の必要性があるかどうかといった事項などが評価される。

(2) 未然防止の基本的な考え方

①人権が尊重された学校

いじめを未然に防止するためには、生徒たち自身がお互いを尊重し合い高め合い、いじめを許さない集団となる必要がある。そのためには、日々の学校の教育活動全体において生徒の人権が尊重され、日々の教育活動がそれぞれの生徒の自己実現につながる取り組みとなるよう努める。

②人権教育の充実

友だちの願いや思いを共感的に受けとめることのできる豊かな感性や、仲間とともに問題を主体的に解決していこうとする実践的な態度の育成等、人権尊重の教育の充実を図り、いじめをなくす実践力を培う。

③人権課題に応じた理解教育の充実

障がい者理解教育など人権課題に対応した教材による学習や体験活動を行う場合、学習者自らの生活との関わりや、身近な仲間との繋がりや人権課題を意識しながら実践することが大切である。

④いじめ未然防止の観点を盛り込んだ人権教育

いじめは生徒の学習や成長に大きな影響を与える。いじめによって生じる人間関係のもつれから、学校での居場所を失い不登校状況に追い込まれることがある。したがって、学校における人権尊重の教育、他者を理解する教育等の実施にあたっては、いじめを未然に防止する観点を柱の一つに位置づけ、信頼ある人間関係の構築が図られるよう取り組む。

⑤具体的事象の教訓化

すべての学校にいじめ事象は存在するという認識のもと、具体的事例からいじめられた生徒の被害状況の把握とケア、また、いじめた生徒への指導の在り方等、その解決に向けた方針について協議するとともに、教訓化した事項を教材の中に活かして日常の教育活動に活用することが必要である。

⑥互いに支え合う集団づくり

いじめの問題が、当事者間だけではなく、クラスや学校全体の課題であるとの認識を育むように努める。また、信頼と協調に基づく人間関係の形成が集団の構成員一人ひとりにとってプラスであるとの認識を育むように努める。同時に、それを実現していくために人間関係づくりの教材プログラム等を活用した実践力の向上が必要である。

2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、いじめを正しく認識するための研修を行い、また、同時に人権感覚を涵養するための研修を進める。

生徒に対しては、各学年で1時間以上のいじめに関する人権 HR を行い、いじめが人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることの理解を進める。また、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成していく。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

そのために、1年生の「産業社会と人間」で取り組んでいる「ピア・サポート」や「ジョブ・カバリー」を効果あるものにするため、防対委員会としても、効果検証を行い、必要な改善策を講じる。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを認識し、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させてしまう。また、障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる必要がある。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫することも有効である。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるこ

とも考えられる。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組むことが考えられる。

- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進（生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）する。

例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、アンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」等を定期的実施して、いじめの実態把握に取り組むとともに、教育相談窓口の周知を図るなどして、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

また、アンケートや教育相談以外にも、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、学級内でのクラス活動の様子の観察などを通して、生徒の交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることなどが考えられる。なお、これらにより集まったいじめに関する情報については、学校の教職員全体で共有することが必要である。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、生徒の様子に変化が見られたときなどに積極的に家庭へ連絡をしたり、家庭から担任や学校に抵抗なく連絡がしやすいように、複数の連絡方法を示したりして、生徒の健やかな成長を支援していく。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、教育相談委員会、保健室、管理職等の相談窓口を設置し、連絡方法等を広く周知する。そして、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検することも必要である。
- (4) 教育相談等で得た、生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導主事や教育相談係の教員等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（防対委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、防対委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持つ

ていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は、生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、防対委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解

消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行います。

第5章 その他

本校は総合学科設置校であり、共生推進教室設置校でもある。

総合学科には、その学科の特性上、特定の事物への興味・関心の強い、個性の豊かな生徒が集まりやすい傾向がある。その生徒たちの中には、豊かな個性のため、過去にいじめの標的となった者も多数存在する。しかし、本校では個性豊かな生徒が集まるのが「互いの違いを認め合う」ことにつながり、校歌の歌詞にもあるように「自分の色彩（いろ）で輝きながら」高校生活を過ごしている。

また、知的障がいのある共生推進教室の生徒についても、本校の生徒たちは、障がいを個性（特性）として受け止め、日常の高校生活の中でもごく自然に接している。

このように、本校は、その特性から創立以来、大きないじめの問題は認知されてこなかった。しかしながら、決して「いじめの起こらない学校」などではなく、むしろ、生徒たち一人ひとりには、いついじめの加害者になるかわからない危うさを秘めていることを認識しなくてはならない。